

公益財団法人日本健康・栄養食品協会

平成 27 年度定時評議員会議事録要旨

1. 開会場所 公益財団法人日本健康・栄養食品協会 2階 会議室
2. 開始日時 平成 27 年 6 月 23 日（火）15 時 30 分～18 時 30 分
3. 評議員現在数及び定足数
現在数 18 名、定足数 10 名
4. 出席評議員数 15 名
（出席）北島秀明、橘本賢次郎、佐藤良也、白神俊典、末木一夫、宗林さおり、鶴田康則、徳山陽滋、成松義文、馬場良雄、堀 悟郎、松井睦子、松田 朗、森田邦雄、若尾修司
（欠席）鈴木恭蔵、笛木弘治、綿谷直人
（監事出席）西本恭彦、松田紘一郎
（出席理事）下田智久
5. 議 案 第 1 号議案 平成 26 年度事業報告（案）に関する件
第 2 号議案 平成 26 年度収支決算（案）に関する件
第 3 号議案 評議員の選任に関する件
報告事項 ・機能性表示食品届出支援について
6. 議 事
 - (1) 開会宣言・定足数の確認
議長から開会宣言があり、議長の要請により、事務局長から定足数の充足の説明があった。
 - (2) 議事録署名人選任
議事録署名人として、森田評議員、若尾評議員の 2 名が選任された。
 - (3) 議案の審議状況及び議決結果
 - ①第 1 号議案平成 26 年度事業報告（案）及び第 2 号議案平成 26 年度収支決算（案）に関する件
事務局長より第 1 号議案平成 26 年度事業報告（案）及び第 2 号議案平成 26 年度収支決算（案）に関する件について併せて資料に基づき説明があった。
また、監事より、去る 5 月 21 日（木）に、監事の 2 名が、公益財団法人日本健康・栄養食品協会定款第 33 条第 2 項の規定に基づき、事務局から事業報告を受け、財産の状況、会計帳簿等の調査を行った結果、会計帳簿等は記載すべき事項を正しく記載し計算書類の記載と合致しており、法令及び定款に従い損益及び財産の状況を正しく示しているものと認められ、理事の職務執行に関する不正な行為又は法令若しくは定款

に違反する重大な事実は認められなかったとの監事監査報告がなされた。

その後、議長が本議案について意見を求めたところ、次の質疑応答があった。

(質疑応答)

評議員： 事業報告（案）、6ページのGMP製造所認証等に関する事業について、私の認識では現在3種類のGMP認証があると思うが、これは統合するのか。次に学術情報部の機能性評価事業で「評価系改正審議」とあるが、業界の中で利用されようとしている事業なのか。次に特保品目数は本当に1,000品目あるのか。最後に健康診断結果表ガイド、健診ガイド発行は会員企業に公平に発行するチャンスが与えられているのか。

事務局長： GMPを認証している機関が幾つかあるが、それらを統合するのかどうかについては、認証制度協議会が当協会ともう1つの認証機関の意見交換の場を設けているので、私どもはそれに従ってやっていきたい。

cGMPについては、さまざまな意見があるが、日本のGMPとしてやっていくためにはどうしたらいいのかということの研究していきたいと考えている。cGMPを目指さないというわけではないが、我が国とアメリカのいいところを取り入れて乗り入れできればいいということでは考えている。

評議員： 認証する内容が異なるというのは一般的に考えると理解しにくい。基準は同じで、いろいろなところが認証するのは問題ないが、毎年検討ではなく、具体的に歩み寄りとかが行われているのか。

事務局長： 基本的に認証がばらばらだとは認識していない。国の出したガイドラインにのっとって認証しているし、その仕組みを認証協議会が認めている。ただ、バリデーションという言葉を使うのだから使わないのだから、そういう細かいことはあるが、そこについては誤解のないような調整は順次行っているので統合ということではない。

評議員： 内容は2つとも同じか。

事務局長 使う言葉は別の項目もあるが基本的には同じだと考えている。

評議員： わかりました。

学術情報部長： 機能性評価事業については、平成23年度の食品の機能性評価モデル事業を受け、いわゆる健康食品における機能性の可能性をどこまで見出せるかということで始まった事業。平成26年度は消費者庁の機能性表示食品の検討会が進んでおり、協会は今まで論文が5報以上ないと機能性評価委員会にかけられないと等いくつかが高いハードルを設けていたが機能性表示制度にあわせて見直す必要があるだろうというところで、評価系の見直しを委員の先生方の御了解のもとに進めたもの。

評議員： 健康食品産業協議会でいろいろな分科会の検討が始まっており、それと齟齬があってもおかしいし、その辺はどのように考えているのか。

事務局長： これは平成26年度の事業で、26年度の時点で機能性表示制度ができそう
だという情報があった中で、既に実施している協会の受託事業について評価系
を見直さなくてはならないだろうということで行ったもの。

評議員： 現在、健康食品産業協議会で検討している事項には影響しないというこ
か。

事務局長： 影響はしない。協会は協会としての評価系で支援事業を実施している。

特定保健用食品部長： トクホの現在の評価件数が1,160程あるが、これは今までの累
積の許可件数から事業者が失効品目で、もう売らないというものを引いた累積
の今の許可品目数。実際に流通して販売されているものはもっと少なく、休
止状態の品目数があるので、そういう意味で実際に買える品目数としては少な
いと思うが、許可品目として正しい数字。

評議員： ダブルカウントではないわけですね。

特定保健用食品部長： ダブルカウントではなくて、累計です。

渉外広報室長： 「健診ガイド」事業は、健康診断を受診した人で、血糖値あるいは
中性脂肪等で気になるような方に病院としてこういった健診ガイドを配っていい
というところに対して平成24年から実施している。この事業は、特定保健用食品
でこういったカテゴリーで許可を取っているところには全て御案内をしている。

評議員： わかりました。

評議員： 特定保健用食品広告審査会の審査結果については、この結果を会員に共有
してもらおうというのは非常に難しい要素を含んでいると思うが、広告の適正化と
いう面ではいかに皆さんに注意喚起するかということが大事だと思うので何らか
のフィードバックというか、会員への伝達はなされているのか。

特定保健用食品部長： ホームページ上に審査結果の概要、内容をある程度出して
いる。ただ、それはミニマムで、実際には特保の講習会で実際の審査にも携わった
広告部会のほうから事例紹介をして皆さんに注意を促しているという状況です。

評議員： よくわかりました。

本議案について意見を求めたところ、他には意見もなく、第1号議案平成26年度事
業報告（案）及び第2号議案平成26年度収支決算（案）に関する件について出席評
議員全員一致で了承された。

②第3号議案評議員の選任に関する件

議長より第3号議案評議員の選任に関する件について資料の配布と資料に基づき説
明が行われた後に次の質疑や意見が述べられた。

評議員： 第3号議案の資料だけなぜこの場で配るのか。また、私も団体の代表として
出ているが、各団体はこれまでいろいろ協会事業に協力してきている。先ほどの

説明ではこの点をないがしろにしているような感じに聞こえるが、それはどうなのか。我々団体としてみれば、この評議員会で議長に一任したのは、この選出委員会の人選であって、団体推薦という考え方の変更まで一任したつもりはないが、そこをどうお考えか。もしもこういう形で団体推薦を受けないということであったのなら、3月の評議員会の場でその意見を出すべきではないか。また、22名の根拠と3名の追加の意図がよくわからない。会員歴20年の根拠について説明してもらいたい。

議長： まず、今日の資料配布については、人選に関する微妙な案件であり、事務局には第3号議案の資料は当日に配ってもいいのではないかと私が判断した。候補者名簿等3枚以外の資料は、私が評議員会の議長になってから、また評議員候補選出委員会の委員長になってからの資料を自分で作ったもので事務局が作ったわけではなくて、私が今日持ってきたもの。

団体の貢献度はよくわかっているが、結果的に会員企業の推薦者の中には、現役評議員が全部入っている。要するに、こういう人たちは団体推薦でもあると思う。ですからこれは何も団体を意識的に落とすためのことではないということです。20年で切ったというのは、どこかでけじめということで、選出委員会で決めたわけです。3人を追加するかどうするかという話は、定款上定数は15名から25名です。ここでぎりぎりに絞って22名にし、あと3人は定款上ゆとりがあります。いずれにしても、選出委員会では22名でいこうということになった。最終決定はあくまで評議員会だが、ただ、選出委員5人が一生懸命選んだ12名の候補者には手をつけたくないということです。

評議員： 学識経験者の定義というものは何か。この選ばれた10名はどういうことで選ばれているのか。そこを明確に教えてもらいたい。

議長： 確かに学識経験者とか消費者代表と選ぶ基準というものはないに等しい。基準というよりも選出委員会の申し合わせで、学識経験者は、評議員会で選ばれた選出委員会が自信を持って推薦したということであります。

評議員： これまで意見をのべた評議員とほとんど意見が一致しているのだけれど、当協会の理事、評議員に関する推薦基準を、今回は完全修正したということだが、それについての議論はこの評議員会で選出委員を決めるときに全くなかったということについて、もう一度説明してもらいたい。

議長： 選出委員会を開催した時に、どのようにして候補者を募るのかということを決めた申し合わせ事項であります。何か基準がないと、応募条件がないと、応募するほうも大変だと思うのです。だから、既存の役員の推薦基準がありますから、それを参考にして、それに委員会としては企業の正会員からなるべく多く応募してもらおうということになったわけです。

評議員： ということは、この協会の理事、評議員に関する推薦基準を考慮するとい

うことなのですか。

評議員： 私、この選出委員会の委員の1人ですけれども、1回目の委員会のために団体推薦という申し合わせに沿って今回もやるのか、それとももっと別な方針でやるのか委員の中で大分議論しまして、結論的には一般会員の中から広く応募者を募って、その中から選ぶのが妥当な考え方ではないかという議論がその委員会の中では大勢を占めていた。

ただ、過去のこういう申し合わせというものがどういう縛りがあるのかということについては、前回は1回目の選出のやり方ということで、そういうやり方をただけであって、これ自体が縛りになるような選考のやり方ではないという説明をそのときに受けた。

先ほど推薦のやり方までも委任したわけではないという話があったが、これには私は異論があり、私はこの委員会のミッションというものがどういうやり方で誰を選ぶかということに任された委員会だと基本的に考えている。

評議員： 考えが違うというのはそれぞれそれぞれの考えがあるので結構だが、1回目の委員会でこの議論があったとのことだが、団体推薦は必要がないというのはどうやって決めたのか。その経緯がわからない。誰の権限でどうやって決めたのかを説明してほしい。

議長： それは団体推薦枠をやめたということは委員長の発案です。

その後、質問に答える形で評議員候補選出委員会の選考方法や周知方法についての説明がある一方で、評議員選出の考え方やその構成について活発な議論がなされた。

主な内容は次のとおり。

- ・ 評議員候補選出委員会から提出された22名（会員企業候補者12名、学識経験者・消費者代表等候補者10名）の候補者はそのまま候補者として、それ以外に新たに3名の候補者を選出してはどうか。
- ・ この度の新評議員候補者の推薦については、会員企業及び各団体は選出方法が大変わかりにくく混乱をきたした。例えば、従来は団体推薦であった人はどのように対応すべきかで困った。
- ・ これまで団体推薦を設けていたのは、各団体は協会設立当初に資金を出したから理事及び評議員を選ぶ枠を設けてくれと言っていたのではない。設立当初より協会の活動を真摯に支えてきた。会員企業全部が協会の支援活動ができるわけではないので、そういう意味で団体枠が役立ってきた経緯がある。一方、枠を設けないと1つの団体で多くの評議員を占めたりするので、そのようなことがないように、公益法人への移行に際してはその枠を減らした経緯がある。
- ・ 新評議員の数は、既に会員から推薦を受けていることや、各団体から要望等

があることを考慮して決めてはどうか。

- ・ 定款では、評議員定数は 25 名だが、少し余裕を持って 22 名でいいのではないかな。
- ・ 学識経験者・消費者代表等候補者の割合については、現状の比率（約 40%）を基本とし、9 名としてはどうか。

その後、提出された評議員候補案についての決議を取ったところ同意しない評議員が過半数を超え提案は否決された。

議長： 同意しないということは、もう一回評議員会を開くということになりますね。

この時点で今会議に出席している評議員候補選出委員2名それぞれから委員を辞任したい旨の申し出があったことから、議長が2名の評議員候補選出委員を続けるか否かについて評決を取ったところ2名の委員継続は否決された。

議長： 2名の委員継続は否決されたので、新しい評議員候補選出委員は事務局から1名を理事長に推薦いただき、評議員から1名は評議員の皆さんから自薦・他薦でお願いいたします。いかがでしょう。

評議員： では、経験のある馬場評議員にお願いしたらどうかと思います。

理事長： 岩浪次長にします。

議長： では、5名のうち事務局と評議員が1名抜けましたので、事務局から岩浪次長。評議員としては馬場評議員ということによろしいですか。

（「異議なし」と声あり）

議長： 本日はこれで閉会にさせていただきます。今後、なるべく早く評議員候補選出委員会を開き、それから評議員会を開催することにします。

審議の結果、「評議員の選任に関する件」については審議未了に終わった。今後、新たに選出された馬場良雄委員と岩浪恒平委員を加えた現委員の松田朗委員長、渥美和彦委員、阿南久委員の計5名で、再度評議員候補選出委員会を開催し候補者を選出し、臨時評議員会で評議員を選任することとなった。なお、現在の評議員の任期は、定款第17条第3項に基づき、任期満了後においても、新たに選任された評議員が就任するまで、評議員としての権利義務を有することとなる。

18時30分、議長は閉会を宣言し、解散した。